

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月1日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市条例第55号

### 秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する条例

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第39条中「において準用する」を「（法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する」に、「次条」を「次条第1項」に、「同条第1項」を「法第9条の3第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第9条の3の3第2項（同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。次条第2項において同じ。）の規定による法第9条の3の3第1項に規定する調査（以下「受託者施設に係る生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「受託者施設に係る生活環境影響調査報告書」という。）の公衆への縦覧の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設（次条において「受託者施設」という。）とする。

第40条の見出しを「（縦覧の告示等）」に改め、同条に次の2項を加える。

2 市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、法第9条の3の3第2項の規定により受託者施設に係る生活環境影響調査報告書の縦覧を行おうとするときは、あら

かじめ次に掲げる事項を記載した書類を市長に届け出なければならない。

- (1) 受託者施設の名称
- (2) 受託者施設の設置場所
- (3) 受託者施設の種類
- (4) 実施した受託者施設に係る生活環境影響調査の項目
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 受託者の氏名又は名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 縦覧の場所および期間
- (3) 前項第1号から第4号までに掲げる事項
- (4) 法第9条の3の3第1項の規定による受託者施設の設置又は同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第8項の規定による受託者施設の変更（以下「受託者施設の設置又は変更」という。）に関し利害関係を有する者は法第9条の3の3第2項に規定する意見書を提出することができる旨ならびにその提出先および提出期限

第41条中「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改め、同条第2号中「前条の」を「前条第1項の規定による」に改め、「1月間」の次に「（法第9条の3の2第1項の同意に係る施設の設置又は変更をしようとする場合にあっては、1月以内の期間で非常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前条第3項第2号に規定する縦覧の場所および期間は、次のとおりとする。

- (1) 縦覧の場所 前項第1号に規定する場所
- (2) 縦覧の期間 前条第3項の規定による告示の日から1月以内の期間で非常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間

第42条中「第40条」を「第40条第1項」に、「前条」を「前条第1項」に改め、「2週間」の次に「（法第9条の3の2第1項の同意に係る施設の設置又は変更をしようとする場合にあっては、2週間以内の期間で非常

災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 受託者施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、第40条第3項の規定による告示があったときは、前条第2項に定める縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して2週間以内の期間で非常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間を経過する日までに、受託者に対し、法第9条の3の3第2項に規定する意見書を提出することができる。

第43条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、受託者施設の設置又は変更について準用する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。